

# ろう さい 災

- 外国人やパートは、労災を使えないと会社に言われた。
- 労災の請求をしたが、会社から事業主の証明がもらえない。

## 1 まずは確認を

労災保険は、業務上のケガや病気等の場合に治療費や休業期間中の賃金を補償する制度です。業務と相当因果関係にあるケガや病気であれば、労災保険の対象となります。

労災保険は、労働者を雇用する全ての事業主に、その加入を義務づけています。たとえ事業主が加入手続きをおこぼれりやうおきめていなくても、労働者は労災申請をすることができます。また、パートタイマー、アルバイト、臨時雇い、日雇いなどの雇用形態には関係なく、外国人であっても労災補償の対象となります。

## 2 会社が労災を使えない（認めない）と言ったら

労災は、会社が申請するものだと誤解している人がいますが、あくまで、被災本人もしくは遺族が申請します。被災労働者が勤めていた事業場を管轄する労働基準監督署に申請します。

通勤と業務とは、密接な関係があるので、通勤災害に対しても労災保険が適用されます。

労災を請求する場合、事業主に直前の給料額や被災事実等の証明が必要となります。この証明を事業主が拒否をするケースがあります。このような場合は、証明を拒否された旨の文書をつけ、労働基準監督署に労働者本人が請求することができます。（請求書は労働基準監督署から直接もらいます）

## 3 治療費の支払いや補償手続きは

ケガなどの治療を受けた病院が労災保険の指定医の場合は、その病院の窓口へ、療養給付申請書を提出します。指定医でない場合は、労働基準監督署に提出します。

労災保険の指定医であれば、治療の際、お金の支払いは生じません。しかし、指定医でない場合は、自分で治療費を立て替えてその病院に支払いします。後日、労働基準監督署から治療費が給付されます。この場合は、手続上、時間がかかる場合があります。

また、療養するために会社を休んだ期間について休業補償を請求する場合は、医師の証明を記入してもらった休業補償給付申請書を、労働基準監督署へ直接提出することになります。

## 4 手続きがうまくいかないときは

疑問な点はそのまにせず、神奈川県の外国人労働相談窓口へ電話か来所してご相談ください。

窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的な解決に向けたお手伝いもしています。

### 確かめましょう

- 申請ができないのはどうしてですか。
- 会社が事業主として、労災の証明をしないのはなぜですか。